

# 有料老人ホームの設置等に関する事務は、身近な市町村で！

～道から市町村への権限移譲 全道重点推進権限～

## 権限移譲により、地元で進める高齢者福祉対策

権限移譲により、有料老人ホームを設置する法人等が、届出の手続きについて、市町村でできるようになるなど、企業の利便性が向上します。加えて、市町村にとっても、高齢者の住まい、高齢者への虐待関係、消防・建築確認など市町村の事務と関連する事務を含めて総合的かつ効率的な行政の実施につながるとともに、住民の利便性が向上します。

## 届出先が市町村となります

- 有料老人ホームの設置の届出（老人福祉法第 29 条第 1 項）



## 有料老人ホームへの指導がすべて市町村でできます

- 有料老人ホームへの指導、立入検査等及び改善命令（老人福祉法第 29 条第 11 項ほか）



## ここが変わります！

市町村は、自ら施設に対して、住民でもある入居者の処遇について、直接指導できることとなります。



### 《住民のメリット》

#### ◎ 市町村で手続きがすべて完了

- ・ 有料老人ホームの入居者処遇に関する問題への対応が、近年、関心が高くなってきています。権限移譲により、市町村が有料老人ホームへの指導を行うことができることとなれば、より身近で情報を把握できることから、機動的できめ細かい指導により、サービスの確保につながることになり、入居者の処遇改善が、迅速かつよりの確な対応が事後の確認も含め可能になります。加えて、高齢者虐待の関係の窓口は、各市町村であり、この業務との連携により、総合的な対応が可能となり、住民の利便性は向上します。
- ・ 申請者は、総合振興局（振興局）まで出向き説明等を行う必要がなくなります。

#### ◎ 届出までの期間が短縮

- ・ 届出者は、添付資料の修正等の再提出などについて、設置場所の市町村で行うことができるため、早期の届出ができることとなります。

### 《行政のメリット》

- ・ 市町村では、消防・建築確認や課税など市町村の事務と関連する事務を含めて総合的かつ効率的な行政の実施につながります。
- ・ 高齢者虐待の関係の窓口が各市町村にあり、この業務との連携により、総合的な対応ができることとなります。
- ・ 近年、有料老人ホームが増加しています（H16.4.1 現在 24 カ所→ R4.4.1 現在 1,121 カ所 届出のあった施設）が、これは、特別養護老人ホームへの入所希望者の待機期間の長期化が問題となっており、このような状況による高齢者の不安感から、有料老人ホームが受け皿となっていることも理由の一つとなっています。権限移譲により、市町村が有料老人ホームに対して指導することが可能となり、高齢者の住まいを総合的に把握する面からも、地域における高齢者への対策の一つとし

て有効になります。

- また、地域の情報を十分に把握している市町村が、有料老人ホームの定義に基づく施設の届出の促進と指導を行うことで、有料老人ホームのより適正な運営が図られます。

### ◎ 行政コストの削減

- 市町村ですべて判断することで、事務処理の円滑化・効率化が図られます。
- 道内の市町村への移譲がさらに進めば、道と市町村の二重コストが解消されます。

☆ 有料老人ホームの届出事務の権限移譲の状況  
44町村（10市32町2村）に移譲済み

石狩	3	千歳市、恵庭市、北広島市	宗谷	4	枝幸町、利尻町、中頓別町 利尻富士町
渡島	4	北斗市、松前町、木古内町 鹿部町	オホーツク	4	津別町、訓子府町、佐呂間町 湧別町
檜山	2	奥尻町、せたな町	胆振	2	登別市、白老町
後志	5	倶知安町、二セコ町、共和町、 泊村、神恵内村	日高	—	
空知	8	砂川市、深川市、奈井江町、 上砂川町、浦臼町、北竜町、 沼田町、美瑛市	十勝	5	音更町、鹿追町、芽室町、足寄町、 浦幌町
上川	4	士別市、名寄市、下川町、 上富良野町	釧路	1	白糠町
留萌	1	苫前町	根室	1	標津町

### 道から市町村への財政的な措置

☆ 北海道権限移譲事務交付金の交付  
前年度の事務処理実績に基づき、移譲を受けた年度から交付金を交付します。



#### 【令和4年度交付金予定単価（1件当たり）】

- 設置の届出の受理 9,600円
- 届出事項の変更、休止若しくは廃止 2,100円
- 報告の徴収又は質問若しくは立入検査 9,600円

#### 【問い合わせ先】

- ◆北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課 事業指定係  
Tel.011-204-5935 Fax.011-232-8308
- ◆各総合振興局（振興局）保健環境部  
社会福祉課